

第六十五回国会 大蔵委員会 議 録 第 二 号

(三〇)

昭和四十六年二月三日(水曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員

宇野 宗佑君 佐伯 宗義君
地崎宇三郎君 中島源太郎君
中村 實太君 丹羽 久章君
坊 秀男君 森 美秀君
山下 元利君 佐藤 親樹君
中嶋 英夫君 広瀬 秀吉君
貝沼 次郎君 春日 一幸君

金融及び証券に関する小委員

上村千一郎君 奥田 敬和君
木野 晴夫君 木部 佳昭君
木村武千代君 高橋清一郎君
藤井 勝志君 松本 十郎君
村上信二郎君 平林 剛君
広瀬 秀吉君 堀 昌雄君
松尾 正吉君 竹本 孫一君

金融及び証券に関する小委員長

奥田 敬和君 坂元 親男君
田村 元君 登坂重次郎君
原田 憲君 福田 繁芳君
松本 十郎君 吉田 重延君
阿部 助哉君 藤田 高敏君
堀 昌雄君 古川 雅司君
西村 榮一君 小林 政子君
登坂重次郎君

昭和四十六年二月三日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 上村千一郎君

第一類第五号

大蔵委員会議録第二号 昭和四十六年二月三日

理事 丹羽 久章君 理事 藤井 勝志君
理事 村上信二郎君 理事 山下 元利君
理事 広瀬 秀吉君 理事 松尾 正吉君
理事 竹本 孫一君

奥田 敬和君 木野 晴夫君
木部 佳昭君 木村武千代君
佐伯 宗義君 坂元 親男君
田村 元君 高橋清一郎君
登坂重次郎君 中島源太郎君
中村 實太君 福田 繁芳君
坊 秀男君 松本 十郎君
森 美秀君 吉田 重延君
阿部 助哉君 佐藤 親樹君
藤田 高敏君 堀 昌雄君
古川 雅司君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君
大蔵省証券局長 志場喜徳郎君

委員外の出席者

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動

一月二十九日

古川 雅司君

同月三十日

渡部 一郎君

二月三日

辞任 佐々木良作君

同日

理事金子一平君昭和四十五年四月十六日委員辞

任につき、その補欠として宇野宗佑君が理事に当選した。

同日

理事永末英一君一月三十日委員辞任につき、その補欠として竹本孫一君が理事に当選した。

同日

理事村上信二郎君同日理事辞任につき、その補欠として丹羽久章君が理事に当選した。

二月二日

相統税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

外国証券業者に関する法律案(内閣提出第一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

外国証券業者に関する法律案(内閣提出第一〇号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。

まず、理事辞任の件についておはかりいたします。

すなわち、理事村上信二郎君より辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

引き続き、理事の補欠選任についておはかりいたします。

ただいまの村上君の辞任による欠員のほか、先般理事でありました金子一平君及び永末英一君が委員を辞任されましたので、現在理事が三名欠員になっております。その補欠選任につきましては、先例によりまして、委員長において指名したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、宇野宗佑君、丹羽久章君及び竹本孫一君を理事に指名いたします。

○毛利委員長 次に、証券取引法の一部を改正する法律案及び外国証券業者に関する法律案、両案を一括して議題といたします。

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

証券取引法目次中「第二章 有価証券の募集又は売出に関する届出」を「第二章の二 有価証券の募集又は売出に関する届出」に改める。

第三条第一項中「前条第一項第一号乃至第三号」を「前条第一項第一号から第三号まで」に、

「は、これを」を「並びにこれらの有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについては」に改め、同条第二項を削る。

一

第四條第一項を次のように改める。

有価証券の募集又は売出しは、発行者が当該募集又は売出しに關し大蔵大臣に届出をしてい

るものでなければ、することができない。ただし、発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで大蔵省令で定めるものについては、この限りでない。

第四條第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「同項本文」に、「を適用されない」を「の適用を受けない」に改め、「こととなる有価証券の」の下に「募集若しくは売出しをし、又は当該募集若しくは売出しに係る有価証券を取得させ若しくは売り付ける場合に使用する」を加え、「当該有価証券」を「当該募集又は売出し」に、「旨」を「ものである旨」に改め、同条第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「同項本文」に、「を適用されない」を「の適用を受けない」に、「売出し」を「売出しに」、「行われ」を「行なわれ」に改め、同項ただし書中「但し、募集又は売出価額」を「ただし、発行価額又は売出価額」に改め、「有価証券」の下に「の募集又は売出し」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行なわれる場合には、当該募集又は売出しに關する前項の規定による届出は、その日の四日前までにしなければならない。ただし、有価証券の発行価額又は売出価額その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

第五條第一項中「有価証券に關する」を「募集又は売出しに關する」に改め、「大蔵大臣が」を削り、「且つ適當であると認めて」を「かつ適當なものとして」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項中「目論見書」及び「大蔵大臣が」を削り、「且つ適當であると認めて」を「かつ適當なものとして」に改める。

ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定

める場合には、届出書に記載すべき事項のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、

第四條第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、前条の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一 証券取引所に上場されている有価証券 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券 政令で定める証券業協会

第七條 第四條第一項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五條の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうち訂正を必要とするものがあると認めるときも、同様とする。

第八條第一項中「届出書」の下に「同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「場合において」を「場合における同項の規定の適用については」に改め、同条第三項中「第一項第二項及び」を「記載によつて当該有価証券の」を削る。

第九條第一項中「第五條第一項第二項又は」を「第五條若しくは」に、「行なわれ」を「行なわれ」に改め、同条第四項中「これをなす」を「する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日以後に第七條の規定により提出される訂正届出書については、この限りでない。

い。

第十一條を次のように改める。

第十一條 大蔵大臣は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載がある場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該有価証券届出書又はその届出者がこれを提出した日から一年以内提出する第五條第一項に規定する届出書について、届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し、公益又は投資者保護のため相當と認められる期間、その届出の効力の停止を命じ又は第八條第一項に規定する期間を延長することができる。

前項の規定による処分があつた場合において、大蔵大臣は、同項の記載につき第七條又は前条第一項の規定により提出された訂正届出書の内容が適當であり、かつ、当該届出者の発行する有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付けても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。

第十二條中「第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に」を「第七條、第九條第一項又は」に、「場合及び前条の規定により訂正届出書がその訂正の効力を生じた場合に、これを」を「場合に」に改める。

第十三條第一項中「第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた」を「その募集又は売出しにつき第四條第一項本文の規定の適用を受ける」に、「当該有価証券の」を「当該」に、「売出し」を「売出し」に改め、同条第二項中「に記載された内容」と同一の内容を「（当該届出書に係る第七條の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき内容のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして大蔵省令で定めるもの」に改め、同条第三項を次のように改める。

第四條第一項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行なう有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書について

は、前項の規定により記載すべき内容のうち大蔵省令で定めるものを省略して記載することができる。

第十三條第四項中「大蔵大臣が」を「第一項の目論見書には、」に、「且つ適當であると認めて」を「かつ適當なものとして」に改め、「については、これ」及び「目論見書に」を削り、同条第五項中「売出し」を「売出し」に、「第二項若しくは前項」を「前項」に改める。

第十四條及び第十五條を次のように改める。

第十四條 削除

第十五條 削除

引受人又は証券会社は、その募集又は売出しにつき第四條第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

発行者 有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、前項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三條第二項及び第四項の規定に適合する目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社が他の証券会社に取得させ又は売り付ける場合は、この限りでない。

前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかった場合におけるその残部（証券取引所に上場されているものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日から三箇月（第十條第一項又は第十一條第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間）は、算入しない。経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ又は売り付ける場合に準用する。

第十八條第一項中「生ぜしめ」を「生じさせ」

第二十一条中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「有価証券届出書のうち」を「有価証券届出書又は目論見書のうちに」に、「生ぜしめを」を「生じさせ」に、「又は相當な注意を以て」を「又は相當な注意をもつて」に、「行わない」を「行なわない」に、「に關し」を「の募集又は売出しに係る」に、「から三年間」を「又は当該目論見書の交付があつた時から五年間」に改め、「第十条第一項」の下に「又は第十一条第一項」を加え、「場合においては」を「場合には」に、「これを算入しない」を「算入しない」に改め、同条を第二十条

三 前項第四号に掲げる者 記載が虚偽であり
又は欠けていることを知らず、かつ、第百九

る責めに任ずる。

前条第二項第一号又は第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準

く、大蔵大臣に提出しなければならない。
有価証券報告書には、定款その他の書類で公
益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと

して大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

第六条の規定は、前三項の規定により有価証券報告書及びその添附書類が提出された場合に準用する。

第二十四条の次に次の四条を加える。

第二十四条の二 第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、有価証券報告書及びその添附書類について準用する。この場合において、同項中「提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「提出」と読み替へるものとす。

有価証券の発行者である会社は、前項において準用する第七條又は第十條第一項の規定により有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、その旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

第六條の規定は、第一項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により有価証券報告書又はその添附書類について訂正報告書が提出された場合に準用する。

第二十四条の三 第十一條の規定は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書（その訂正報告書を含む。次条において同じ。）を提出した者が当該記載について前条第一項において準用する第七條の規定により訂正報告書を提出した日又は同項において準用する第十條第一項の規定により訂正報告書の提出を命ぜられた日から一年以内に提出する第五條第一項に規定する届出書について準用する。

第二十四条の四 第二十二條の規定は、有価証券報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合に準用する。

第二十四条の五 第二十四條第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社

は、その事業年度が一年である場合には、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六箇月間の当該会社の営業及び経理の状況その他の事項で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと（以下「半期報告書」という。）三通を、当該期間経過後三箇月以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十四條第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その発行する有価証券の募集又は売却しが外国において行なわれるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものととして大蔵省令で定めるところに該当することとなつたときは、大蔵省令で定めるところにより、その内容を記載した報告書（以下「臨時報告書」という。）三通を、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十四條の二第一項の規定は、半期報告書及び臨時報告書について準用する。

第六條の規定は、第一項又は第二項の規定により半期報告書又は臨時報告書が提出された場合及び前項において準用する第二十四條の二第二項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定によりこれらの報告書の訂正報告書が提出された場合に準用する。

第二十五條第一項を次のように改める。
大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 有価証券届出書 五年
 - 二 有価証券報告書及びその添附書類並びにこれらの訂正報告書 五年
 - 三 半期報告書及びその訂正報告書 三年
 - 四 臨時報告書及びその訂正報告書 一年
- 第二十五條第二項中「は、有価証券届出書の写並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書の写

を」と「前項各号に掲げる書類を提出したもの」は、これらの書類の写しに「これを」と「これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、」に改め、同条第三項中「証券取引所は」を「証券取引所及び政令で定める証券業協会は」に改め、「第十二條の下に」第二十四條第四項、第二十四條の二第三項及び前条第四項を「含む」の下に、第五項において同じ」を加え、届出書類の写並びに前条の規定により提出された報告書及び訂正報告書の写を「第一項各号に掲げる書類の写し」に、「当該証券取引所」を「その事務所」に、「これを」と「これらの書類の写し」の提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、に改め、同条第五項中「第十二條において準用する場合を含む。」を削り、「届出書類の写又は前条の規定により報告書若しくは訂正報告書の写を「第一項各号に掲げる書類の写し」に改め、「証券取引所」の下に「又は政令で定める証券業協会」を加え、「部分は、これを当該書類」を「部分をこれらの書類の写し」に改め、同条第六項を削る。

第二十六條中「且つ」を「かつ」に改め、「届出者」の下に「有価証券報告書の提出者」を加える。

第二十七條中「第五條乃至第十二條、第十八條、第二十條、第二十一條及び第二十四條」を「第五條から第十三條まで及び第十五條から前条まで」に改め、「これを」を削る。

第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二 有価証券の公開買付けに関する届出

第二十七條の二 不特定かつ多数の者に対する株券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章において「株券等」という。）の有価証券市場外における買付け（有価証券との交換を含む。以下この章において同じ。）の申込み又はその有価証券市場外における売付け（有価証券との交換を含む。）の申込みの勧誘（以下この章において「公開買付け」という。）は、当該公開

買付けによる株券等の買付けをしようとする者が、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る買付けの期間、買付け価格その他大蔵省令で定める事項を記載した書面及び大蔵省令で定める添附書類（以下「公開買付け届出書」という。）を提出して大蔵大臣に届出をし、かつ、当該届出がその効力を生じているものでなければ、することができない。ただし、その態様その他の事情を勘案して届出の必要がないものとして政令で定める公開買付けについては、この限りでない。

第七條から第十一條までの規定は、前項の規定による届出及び公開買付け届出書について準用する。この場合において、第八條第一項中「同項ただし書に規定する事項」とあるのは「大蔵省令で定める事項」と、「三十日」とあるのは「十日」と、第十條第一項中「有価証券届出書」とあるのは「公開買付け届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項及び第二十三條第一項において同じ。）」と、「虚偽」とあるのは「第二十七條の四第三項に規定する条件及び方法と異なる内容若しくは虚偽」と、第十一條第一項中「有価証券届出書」とあり又は「第五條第一項に規定する届出書」とあるのは「公開買付け届出書」と、「虚偽」とあるのは「第二十七條の四第三項に規定する条件及び方法と異なる内容又は虚偽」と、同条第二項中「有価証券を募集又は売却しにより取得させ又は売り付けて」とあるのは「公開買付けによる株券等の買付けをして」と読み替へるものとする。

第二十七條の三 前条第一項の規定による届出をした者（以下この章において「公開買付け者」という。）は、当該届出がその効力を生ずる時まで、当該届出に係る公開買付け届出書（当該届出がその効力を生ずることとなる日前に前条第二項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により提出される訂正届出書を含む。次項において同じ。）の写しを当該公

開買付けに係る株券等の発行者である会社に送付しなければならぬ。

公開買付け者は、前条第一項の規定による届出がその効力を生じたときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、当該届出に係る公開買付け届出書に記載すべき内容のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該公開買付け届出書の写しを当該各号に掲げる者に送付しなければならぬ。

一 証券取引所に上場されている株券等 当該証券取引所
二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める証券業協会

前二項の規定は、前条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に同条第二項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書が提出された場合に準用する。この場合において、第一項中「当該届出がその効力を生ずる時まで」とあり、又は前項中「前条第一項の規定による届出がその効力を生じたときは、遅滞なく」とあるのは、「当該訂正届出書が提出したときは、遅滞なく」と読み替へるものとする。

第二十七條の四 公開買付け者（その者のために公開買付けによる買付けに係る事務を取り扱う者で政令で定めるものを含む。第三項及び次条において同じ。）は、その公開買付けにつき第二十七條の二第一項の規定による届出がその効力を生じており、かつ、前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告をした後でなければ、当該公告に係る公開買付けによる株券等の買付けをしてはならない。

公開買付け者及びその関係者で政令で定めるものは、第二十七條の二第一項の規定による届出がその効力を生じた日から次項第一号の買付け

の期間が終了する日までの間は、当該公開買付けに係る株券等については、公開買付けによらないで買付けをしてはならない。ただし、買付けの態様その他の事情を勘案して政令で定める場合は、この限りでない。

公開買付け者は、次に掲げる事項について公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める条件及び方法により、公開買付けによる株券等の買付けを行なわなければならない。

一 買付けの期間
二 買付け価格
三 契約の解除
四 買付けに係る受渡しその他の決済
五 前各号に掲げる事項のほか、買付けに關し必要な事項

第二十七條の五 公開買付け者は、公開買付けによる株券等の買付けをする場合には、あらかじめ当該公開買付けに關する説明書を交付しなければならない。

第十三條第二項、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する公開買付けに關する説明書について準用する。この場合において、同条第二項中「第五條第一項に規定する届出書」とあるのは、「公開買付け届出書」と、同条第五項中「有価証券の募集又は売却」とあるのは、「株券等の公開買付け」と読み替へるものとする。

第二十七條の六 第二十七條の二第一項の規定による届出がされた公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員は、当該公開買付けに關する意見を広告により一般に表示し又は当該会社の株主に対し文書で表示しようとする場合には、政令で定めるところに従うとともに、当該表示の内容を記載した文書をあらかじめ大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七條の七 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付け届出書及びその訂正届出書を大蔵省に備へ置き、当該公開買付け届出書に係る届出がその効力を生じた日（同日以後に

提出される当該訂正届出書については、大蔵大臣がこれを受理した日）から一年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第二十七條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備へ置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から一年間、公衆の縦覧に供ししなければならない。

第二十七條の八 第二十三條の規定は公開買付けについて、第二十六條の規定は公開買付け者及びその関係者について準用する。この場合において、第二十三條第一項中「第四條第一項」とあるのは、「第二十七條の二第一項」と、「有価証券届出書」とあるのは、「公開買付け届出書」と読み替へるものとする。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二十七條の二第一項の規定による届出がされた公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

第九十八條中「基いて」を「基づいて」に、「なした」を「した」に改め、「十萬圓以下の」を削る。

第九十八條を次のように改める。

第九十八條 削除

第九十九條 削除

第一百八十五條第一項中「第二十六條」の下に「（第二十七條及び第二十七條の八第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百九十三條の二第一項中「株式」を「有価証券」に改め、「財務計算に關する書類」の下に「大蔵省令で定めるもの」を加え、同条第五項中「この法律の規定により大蔵大臣に提出された貸借対照表、損益計算書その他の」を「第一項に規定する」に、「行なせ」を「行なわす」に、「大蔵大

臣に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に關する書類で」を「当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で」に、「ものは、これを受理しない旨を決定する」を「ものの全部又は一部を受理しない旨の決定をする」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十七條中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第五條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による届出書類、第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による第二十四條第一項若しくは第二項若しくは第二十四條の二第一項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

第九十八條中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「必要とする有価証券」の下に「の募集又は売却」を加え、「の効力が生じて」を「が受理されて」に、「当該有価証券の」を「当該」に、「取扱」を「取扱ひ」に、「売却」を「売却し」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一の二 第六條（第十二條、第二十四條第四項、第二十四條の二第三項及び第二十四條の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出した者

第九十八條第二号中「第十五條第一項」の下に「（第二十七條において準用する場合を含む。）」

第二十七條の二第二項」を加え、同条に次の三号を加える。

三 第二十四條第一項から第三項まで（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添附書類又は第二十四條の二第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第二十七條の規定による訂正報告書を提出しない者

四 第二十四條第三項、第二十四條の二第二項若しくは第二十四條の五第一項から第三項まで（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による添附書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書又は第二十七條の二の規定による公開買付届出書若しくはその訂正届出書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

五 第二十五條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの公衆縦覧にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆に縦覧した者

第二百零二条中「左の」を「次の」に、「これを六月」を「六月」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 第六條（第十二條、第二十四條第四項、第二十四條の二第三項及び第二十四條の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者

二 第七條前段、第九條第一項又は第十條第一項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者

第二百零二条の次に次の七号を加える。
二の二 第二十五條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）又は第二十七條の四の

規定に違反した者

二の三 第二十四條の二第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第九條第一項、第二十四條の五第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第二十四條の二第二項において準用する第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の四 第二十五條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の五 第二十七條の二第二項において準用する第七條前段、第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書を提出しない者

二の六 第二十七條の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の七 第二十七條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の八 第二十七條の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

第二百五五條中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第四條第三項」を「第四條第二項若しくは第四項の規定」に改め、「第十四條第二項において準用する第十三條第五項、第十五條第二項」を削り、「第二十五條第二項若しくは第三項（第百十八條第二項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第二十四條の二第二項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）」の規定、第十五條第三項（第

二十七條において準用する場合を含む。）において準用する同条第二項の規定又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第二号及び第二号の二を次のように改める。

二 第二十七條の三第一項、第二十七條の五第一項、同条第二項において準用する第十三條第五項、第二十七條の六又は第二十七條の八第一項において準用する第二十三條第二項の規定に違反した者

二の二 第二十七條の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

第二百五五條第三号中「第二十六條」の下に「（第二十七條及び第二十七條の八第一項において準用する場合を含む。）第二十七條の八第二項」を加え、同条第十五條中「第二十六條」の下に「（第二十七條及び第二十七條の八第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百七條中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者」に、「第百九十七條第二号第三号、第百九十八條乃至第二百零二條」を「第百九十七條第一号の二から第三号まで、第百九十八條から第二百零二條まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百八條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第四條第二項」を「第四條第三項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に募集又は売出しを開始した改正前の証券

券取引法（以下「旧法」という。）第三條第二項に規定する有価証券については、なお従前の例による。

3 改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第四條から第十三條まで、第十五條、第十六條及び第十八條から第二十三條までの規定は、附則第五項に定めるものを除き、施行日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（同日前にした旧法第四條第一項の規定による届出に係るものを除く。）及び当該募集又は売出しに係る有価証券の取引について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し及び同日前にした旧法第四條第一項の規定による届出に係る有価証券の募集又は売出しに係る有価証券の取引については、なお従前の例による。

4 担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保證されている社債券（転換社債券を除く。）の募集又は売出しは、新法第四條第一項の規定にかかわらず、当分の間、同項の規定による届出をしないで、することが出来る。

5 新法第四條第二項の規定は、施行日から四十日を経過する日までの間における一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行なわれる有価証券の募集又は売出しについては、適用しない。

6 新法第二十四條から第二十四條の四までの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る新法第二十四條第一項の規定による有価証券報告書（その添附書類及びこれらの訂正報告書を含む。以下この項において同じ。）又は同日以後に同条第二項に規定する事実が生じた場合の同項の規定による有価証券報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る旧法第二十四條第一項の規定による報告書（その訂正報告書を含む。以下「旧有価証券報告書」という。）については、なお従前の例による。

7 施行日前にその募集又は売出しにつき旧法第四條第一項の規定による届出があつた有価証券

の発行者である会社は、同日において新法第四
条第一項本文の規定の適用を受けた有価証券の
発行者である会社とみなして、新法第二十四条
第一項の規定を適用する。

8 新法第二十四条の五第一項に規定する会社
は、施行日の属する事業年度については、同項
の規定による半期報告書を提出することを要し
ない。

9 施行日前に終了した事業年度に係る旧法第百
十八条第一項の規定による報告書（その訂正報
告書を含む。以下「上場有価証券報告書」とい
う。）については、なお従前の例による。

10 附則第三項及び第六項並びに前項の規定によ
りなお従前の例によることとされる有価証券の
募集又は売出しに係る有価証券届出書、旧有価
証券報告書及び上場有価証券報告書並びにこれ
らの書類の写しの公衆縦覧については、なお従
前の例による。

11 施行日前にした行為並びにこの附則の規定に
よりなお従前の例によることとされる有価証券
の募集又は売出し、当該募集又は売出しに係る
有価証券の取引、旧有価証券報告書、上場有価
証券報告書及び前項の公衆縦覧に係る同日以後
にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

12 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四
号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二号及び第十一号第六号中「発
行」の下に「又は公開買付け」を加え、「又は」
を「及び有価証券に関する」に改める。

理由

最近におけるわが国経済の国際化の進展及び証
券市場の規模拡大等のすう勢にかえりみ、投資者
保護の徹底、企業長期資金調達円滑化及び証
券市場の秩序維持に資するため、粉飾決算に対す
る民事責任の所在の明確化その他企業内容開示制
度に関する規定の整備を図るとともに、有価証券

の公開買付けの規制に関する制度を新たに設ける
等の必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

外国証券業者に関する法律案

外国証券業者に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 免許等（第三条―第十六条）
- 第三章 業務及び財務（第十七条―第二十六条）
- 第四章 雑則（第二十七条―第三十二条）
- 第五章 罰則（第三十三条―第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、外国証券業者が国内の支店
において証券業務を営むことができるのみちを開
き、その営業活動につき適正な規制を加えるこ
とにより、資本市場の健全な発展及び投資者の
保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国
において証券業務を営む者（証券会社を除く。）
をいう。
- 二 外国証券会社 次条第一項の免許を受けた
外国証券業者をいう。
- 三 有価証券、有価証券の募集、有価証券の売
出し又は証券会社、それぞれ証券取引法（昭
和二十三年法律第二十五号）第二条第一項か
ら第四項まで又は第九項（定義）に規定する
有価証券、有価証券の募集、有価証券の売
出し又は証券会社をいう。
- 四 証券業務 証券取引法第二条第八項各号に掲
げる行為（以下「証券取引行為」という。）の
いづれかを営む行為をいう。
- 五 国内 この法律の施行地をいう。

第二章 免許等

（営業の免許）

第三条 外国証券業者は、証券取引法第二十八
条第一項（証券業務の免許）の規定にかかわらず、
国内に設ける支店（ことに大蔵大臣の免許を受け
た場合）に限り、当該支店において当該免許に係
る証券業務を営むことができる。

2 前項の免許を受けない外国証券業者は、国内
にある者を相手方として証券取引行為を行なつ
てはならない。ただし、証券会社を相手方とす
る場合その他の場合で政令で定める場合は、こ
の限りでない。

3 第一項の免許は、次に掲げる四種類とする。

- 一 有価証券の売買を行なう業務の免許
- 二 有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並
びに有価証券市場（証券取引法第二条第十二
項（定義）に規定する有価証券市場をいい、
これに類する有価証券の市場で外国に所在す
るものを含む。）における売買取引の委託の媒
介、取次ぎ及び代理を行なう業務の免許
- 三 有価証券の引受け及び売出しを行なう業務
の免許
- 四 有価証券の募集及び売出しの取扱いを行な
う業務の免許

4 証券取引法第二十九条（免許の条件）の規定
は、第一項の免許について準用する。

（免許の申請）

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者
は、当該免許を受けて業務を営もうとする支店
につきその業務を担当する代表者（以下「支店
の代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を
記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなけれ
ばならない。

- 五 当該支店の代表者の氏名及び国内の住所
- 六 受けようとする免許の種類
- 七 免許申請に係る業務と同種類の業務を開始
した年月日
- 八 本店及び当該支店以外の営業所の名称及び
所在の場所
- 2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添
附しなければならない。
- 一 定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ず
るものを含む。）並びに業務の内容及び方法を
記載した書類
- 二 当該支店の会社登記簿の謄本及び当該支店
における業務の方法を記載した書類
- 三 その他大蔵省令で定める書類
- （免許の審査基準）
- 第五条 大蔵大臣は、第三条第一項の免許をしよ
うとするときは、次の各号に掲げる基準に適合
するかどうかを審査しなければならない。
- 一 免許申請者及びその申請に係る支店（以下
次条までにおいて「予定支店」という。）がそ
の営もうとする業務を健全に遂行するに足り
る財産的基礎を有し、かつ、当該免許申請者
及び当該予定支店の業務の収支の見込みが良
好なものであること。
- 二 免許申請者及びその予定支店が、その人的
構成に照らして、その営もうとする業務を公
正かつ的確に遂行することができる知識及び
経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有す
るものであること。
- 三 免許申請に係る証券業務が、その営まれる地
域における有価証券の取引の状況、証券会社
及びその営業所の数、外国証券会社の支店（第
三条第一項の免許を受けた支店をいう。以下
同じ。）の数その他その地域における経済の状
況に照らして、必要かつ適当なものであるこ
と。
- （免許の拒否要件）
- 第六条 大蔵大臣は、免許申請者が次の各号のい

ずれかに該当する場合には、第三条第一項の免許をしてはならない。

一 株式会社と同種類の法人でないとき。

二 免許申請に係る業務と同種類の業務を三年以上継続して営んでいる外国証券業者でないとき（政令で定める場合に該当するときは除く。）。

三 法令上、すべての種類の有価証券に係る証券取引行為のいずれかを、その業務とともに営業として行なうことが認められない者の営む当該業務と同種類の業務を営んでいる者又はその者と密接な関係を有する者として政令で定める要件に該当する者（これらの者のうち政令で定める者を除く。）であるとき。

四 第十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した資本の額が、免許の種類、業務の態様及び予定支店の所在地に應じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして、証券取引法第三十二条第一号（免許の拒否要件）に規定する政令で定めるところに準じて政令で定める金額以上の法人でないとき。

五 証券取引法若しくはこの法律（以下「国内証券法」と総称する。）の規定又はこれに相当する外国の法令の規定（以下「外国証券法令の規定」という。）により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。第七号ロにおいて同じ。）に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

六 その受けているすべての種類の免許若しくは申請に係る免許と同一種類の免許が第十二条第一項の規定により取り消され、又はその本店の所在する国において受けているすべての種類の証券業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。以下「免許等」という。）若しくは申請に係る免許と同種類の免許等が外国証券法令の規定によ

り取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

七 役員（いかなる名称を有する者であるかを問はず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十二条及び第十三条において同じ。）及び予定支店の代表者のうちに次のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ロ 禁錮以上の刑若しくはこれに相当する外国の法令による刑又は国内証券法の規定若しくは外国証券法令の規定による罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券会社若しくは外国証券会社が、国内証券法の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日以内にその証券会社若しくは外国証券会社の役員（監査役及びこれに類する役職にある者を除く。以下このハにおいて同じ。）若しくはその外国証券会社の支店の代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでのもの又は外国証券業者が、その本店の所在する国の外国証券法令の規定によりその受けているすべての種類の免許等を取り消された場合において、その証券業を営んでいた個人若しくはその取消しの日以前三十日以内にその外国証券業者の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでのもの

ニ 国内証券法の規定により解任若しくは解職を命ぜられた証券会社若しくは外国証券会社の役員若しくは外国証券会社の支店の代表者又はその本店の所在する国の外国証券法令の規定により解任を命ぜられた外国証券業者の役員で、その処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

（支店の名称の制限）
第七条 証券取引法第四十一条第一項（商号の制限）の規定は、外国証券会社の支店の名称について準用する。

2 証券取引法第四十一条第二項の規定は、外国証券会社には適用しない。
（営業保証金）

第八条 外国証券会社は、第六条第四号に規定する政令で定める金額で当該外国証券会社につき適用されるものの十分の一に相当する金額（その金額が千円に満たないときは、千円）以下において、免許の種類、営業の態様及び支店の所在地に應じて政令で定める額の営業保証金を、支店ごとにそのもよりの供託所に供託しなければならない。

2 外国証券会社は、政令で定めるところにより、当該外国証券会社のために所要の営業保証金が大蔵大臣の命令に應じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつていく金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前項の営業保証金の一部を供託をしないことができる。

3 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社と前項の契約を締結した者又は当該外国証券会社に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

4 外国証券会社は、第一項の営業保証金につき供託（第二項の契約の締結を含む。）を行ない、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、その旨に係る業務（第十條第二号又は第三号に係る認可を受けたことにより供託すべき営業保証金の額が増加することとなる場合にあつては、その認可に係る業務）を開始してはならない。

5 外国証券会社の支店がした証券取引行為の相手方となつた者（証券会社及び外国証券会社並びにその取引をした時において国内に住所及び居所を有しない個人並びに国内に営業所及び事務所を有しない法人を除く。）は、その取引により生じた債権に關し、当該支店に係る営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利を有する。

6 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

7 外国証券会社は、第五項の権利の実行その他の理由により、営業保証金の額（契約金額を含む。第九項において同じ。）が第一項の規定により供託すべき金額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第二項の契約の締結を含む。第三十五條第三号において同じ。）を行ない、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

8 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

9 第一項、第三項又は第七項の規定により供託した営業保証金は、第十一条の規定によりその支店におけるすべての証券業の廃止につき認可を受けた場合、第十二条第一項の規定によりその支店に係るすべての種類の免許を取り消された場合又は営業保証金の額が第一項の規定により供託すべき金額をこえることとなつた場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

10 前各項に規定するもののほか、営業保証金に關し必要な事項は、法務省令、大蔵省令で定める。
（職務代行者）
第九条 大蔵大臣は、外国証券会社の支店の代表者が欠けた場合において必要があると認めるときは、一時その職務を行なうべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合には、当該外国証券会社は、

支店の所在地においてその登記をしなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、外国証券会社に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

(基本事項の変更の認可)

第十條 外国証券会社は、次に掲げる場合には、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

- 一 支店の名称を変更しようとするとき。
- 二 支店における業務の方法を変更しようとするとき。
- 三 支店の位置を変更しようとするとき。

(営業の譲渡等の認可)

第十一條 次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

- 一 外国証券会社の支店についての営業の全部若しくは一部の譲渡又は営業の譲受け
- 二 外国証券会社の支店における証券業務の廃止
- (二種類以上の免許を受けている場合における一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む)

(免許の取消し等)

第十二條 大蔵大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国証券会社の支店に係る免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六條第一号から第五号まで又は第六号(外国証券法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなつたとき。
- 二 法令(外国の法令を含む。)当該法令に基づく行政庁の処分又は当該免許若しくはその本店の所在する国において受けている免許等に附された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるとき。

三 純財産額が資本の額に満たなくなつた場合その他業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資

者の受ける損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。

四 役員(次項に規定するものを除く。)が第六條第七号イからニまでのいずれかに該当することとなつた場合又は第二号の行為をした場合において、その役員が在任することにより当該支店における業務の公正な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき。

五 免許申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

2 大蔵大臣は、外国証券会社の支店の代表者又は当該支店に駐在する役員が第六條第七号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号の行為をしたときは、当該外国証券会社に対して、当該支店の代表者の解任又は当該役員の解職を命ずることができる。

3 第一項第三号に規定する純財産額及び資本の額の計算については、政令で定める。

(引受業務の一部の許可)

第十三條 外国証券業者(第三條第三項第三号の免許を受けた外国証券会社を除く。)は、同条第二項の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣の許可を受けて、その行なう有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行なうことができる。

2 第三條第四項、第五條第一号及び第二号並びに第六條第五号から第七号までの規定は、前項の許可について準用する。

3 大蔵大臣は、第一項の許可を受けた外国証券業者(以下「許可業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第六條第五号又は第六号に該当することとなつたとき。
- 二 法令(外国の法令を含む。)当該法令に基づく行政庁の処分又は当該許可若しくはその

本店の所在する国において受けている免許等に附された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるとき。

三 前条第一項第三号に該当することとなつたとき。

四 許可業者の役員(許可業者が外国証券会社である場合にはその支店の代表者を含むものとし、許可業者が個人である場合には当該個人とする。)が、第六條第七号イからニまでのいずれかに該当することとなつた場合又は第二号の行為をした場合において、当該許可に係る行為が公正に行なわれないこととなるおそれがあると認められるとき。

(行政処分の手続)

第十四條 証券取引法第三十六條第一項(行政処分の手続)の規定は、大蔵大臣が第三條第一項の免許若しくは前条第一項の許可をしないこととし、又は第十二條第一項若しくは第二項若しくは前条第三項の規定に基づく処分をしようとするときについて、同法第三十六條第二項の規定は、大蔵大臣が第三條第一項の免許、前条第一項の許可若しくは第三條若しくは第十一條の認可を若しくはしないこととしたとき、第三條第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十九條第一項(免許の条件)の規定により条件を附することとしたとき、又は第十二條第一項若しくは第二項若しくは前条第三項の規定に基づいて処分をしようとしたときについて準用する。

(変更等の届出)

第十五條 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく(第三号及び第四号の場合にあつては、あらかじめ)、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第四條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 定款又は業務の方法(支店に係るものを除く。)を変更したとき。

三 合併し、又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け(支店のみに係るものを除く。)をしようとするとき。

四 解散し、又はその証券業務の全部若しくは一部の廃止(支店のみに係るものを除く。)をしようとするとき。

五 第六條第五号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。

六 本店又は支店において営業を休止し、又は再開したとき。

七 その他大蔵省令で定める場合

(業務の規制)

第十六條 証券取引法第三十八條(残務の終了)の規定は、外国証券会社がその支店における証券業務を廃止した場合について準用する。

第三章 業務及び財務

第十七條 証券取引法第四十二條(取締役の兼職等の制限)の規定は外国証券会社の支店の代表者及び当該支店に駐在する役員(監査役及びこれに類する役職にある者を除く。)について、同法第四十三條から第五十一條まで(兼業の制限、名義貸しの禁止、開屋の介入権の排除、禁止、取引の態様の明示、問屋の介入権の排除、売買報告書の交付、信用取引等の場合の保証金の預託、不正取引の禁止及び顧客の有価証券の担保提供等の制限)及び第六十一條(引受人の信用供与の制限)の規定は外国証券会社の支店における業務について準用する。

2 証券取引法第四十四條、第四十五條第一項、第五十條及び第六十一條の規定は、許可業者の国内における第十三條第一項の行為について準用する。

(自己計算取引等の制限)

第十八條 大蔵大臣は、外国証券会社が自己の計算に基づき国内において行なう有価証券の売買若しくは国内にある者から有価証券の売買につ

いて売買の別、銘柄、数量及び価格の決定を委任されてその者の計算において行なう売買を制限し、又は外国証券会社が国内において行なう適当な数量の有価証券の売買その他の取引であつて国内における有価証券の市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める事項を大蔵省令で定めることができる。

(営業に関する報告)

第十九条 外国証券会社は、その支店ごとに、毎年十月から翌年九月までの期間に係る営業報告書で大蔵省令で定める様式により作成し、当該期間経過後二月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社に對し、大蔵大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

3 外国証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、その営む業務の全部に關し作成した貸借対照表、損益計算書その他財務計算に關する書類及び当該事業年度における業務の概要を記載した書面を、当該事業年度経過後三月以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

(経営保全命令)

第二十条 証券取引法第五十四条(経営保全命令)の規定は、外国証券会社の支店における營業に關し準用する。

(報告の徴取及び検査)

第二十一条 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社に対し若しくはその支店と取引を行なう者に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該支店の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(外務員登録等)

第二十二條 証券取引法第六十二条から第六十四条の四まで(外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に關する届出事項、外務員に對する行政処分及び外務員登録の抹消)の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十二条第一項中「役員」とあるのは「支店の代表者若しくはその支店に駐在する役員」と、同条第三項第一号中「商号」とあるのは「支店の名称」と、同項第二号中「役員」とあるのは「支店の代表者、役員」と、同法第六十三条第一項第一号、第六十四条の二第二号及び第六十四条の三第一項第一号中「第三十二條第四号」とあるのは「外国証券業者に關する法律第六条第七号」と読み替へるものとする。

(売買損失準備金及び証券取引責任準備金)
第二十三條 証券取引法第五十六条(売買損失準備金)及び第五十七条の二(証券取引責任準備金)の規定は、外国証券会社について準用する。この場合において、これらの規定中「有価証券の売買」とあるのは「その支店における有価証券の売買」と、「積み立て」とあるのは「当該支店において積み立て」と読み替へるものとする。

(損失準備金)
第二十四條 外国証券会社は、毎決算期において、その支店の營業に係る利益の額に十分の一をこえない範囲内で大蔵大臣の定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として当該支店において積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、大蔵大臣の承認を受けて各決算期における当該支店の營業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。
3 前二項に規定するもののほか、損失準備金の積立及び使用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(資産の国内保有)

第二十五條 外国証券会社は、前二條の規定により積み立てられた準備金の額及び当該支店の計算に屬する負債のうち政令で定めるものの額を合計した金額に相當する資産を、政令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(業務に關する書類の作成等)

第二十六條 証券取引法第八十四条(業務に關する書類の作成等)の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同条中「この法律」とあるのは、「外国証券業者に關する法律」と読み替へるものとする。

第四章 雜則

(仲介)

第二十七條 証券取引法第六章(仲介)の規定は、外国証券会社がその支店において行なう有価証券の売買その他の取引につき争いがある場合について準用する。

(審問)

第二十八條 証券取引法第八十二条(審問)の規定は、次に掲げる規定により大蔵大臣が当該職員をして審問を行なわせる場合について準用する。

- 一 第十四條において準用する証券取引法第三十六條第一項(行政処分の手続)
 - 二 第二十條において準用する証券取引法第五十四條第三項(経営保全命令)
 - 三 第二十二條において準用する証券取引法第六十三条第二項(外務員登録の拒否)又は第六十四条の三第二項(外務員に對する行政処分)
 - 四 前条において準用する証券取引法第六十条三条(協定不履行の場合の処分)
- (調査のための処分、検査職員の証票及び旅費等の請求)
第二十九條 証券取引法第八十三条(調査のための処分)の規定は、第二十七條において準用

する同法第五十七條(仲介の申立て)の規定による仲介、前条各号に掲げる規定による審問又は次条において準用する同法第八十七條(裁判所の禁止命令等)の規定による申立てについて大蔵大臣が必要な調査をする場合について準用する。

2 証券取引法第八十五条(検査職員の証票)の規定は、大蔵大臣が第二十一条の規定又は前項において準用する同法第八十三条第四号の規定により当該職員をして検査させる場合について準用する。

3 証券取引法第八十六条(旅費等の請求)の規定は、第一項において準用する同法第八十三条第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人について準用する。

(裁判所の禁止命令等)

第三十條 証券取引法第八十七條(裁判所の禁止命令等)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為をし、又はしようとする者がある場合について準用する。

(証券関連業務のための施設の届出等)

第三十一條 外国証券業者(証券業と密接な關係を有する業務を営む者で大蔵省令で定めるものを含むものとし、外国証券会社を除く。以下この条において「外国証券業者等」という。)は、有価証券の市場に關する情報の収集及び提供その他の有価証券に關連のある業務で大蔵省令で定めるものを行なうため、国内において事務所の他の施設を設置しようとする場合(他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行なうとする場合を含む)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該施設の所在の場所その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券業者等に對し前項の業務に關する報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 外国証券業者等は、第一項の施設又は業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
(権限の委任)

第三十二条 この法律に規定する大蔵大臣の権限は、大蔵省令で定めるところにより、その一部を財務局長に委任することができる。

第五章 罰則

第三十三条 第三十条において準用する証券取引法第八十七条の規定による裁判所の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第四項において準用する証券取引法第二十九條第一項の規定により附した条件に違反した者

二 第八條第四項の規定に違反した者

三 第十條の規定に違反した者

四 第十二條第一項の規定による業務の停止の処分違反した者

五 第十七條第一項において準用する証券取引法第四十三條ただし書の規定による承認を受けずに証券業務以外の業務を営んだ者

六 第二十二條において準用する証券取引法第六十二條第二項の規定に違反した者
第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第二項の規定に違反した者

二 第四條の規定又は第二十二條において準用する証券取引法第六十二條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三 第八條第七項の規定に違反して供託を行なわなかった者

四 第十三條第二項において準用する第三條第四項において準用する証券取引法第二十九條

第一項の規定により附した条件に違反した者
五 第十七條第一項において準用する証券取引法第四十四條の規定に違反した者
第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十五條の規定又は第二十六條において準用する証券取引法第八十四條の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

二 第十七條第一項において準用する証券取引法第四十二條又は第五十一條の規定に違反した者

三 第十七條第一項において準用する証券取引法第四十八條の規定による売買報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした売買報告書を交付した者

四 第十七條第二項において準用する証券取引法第四十四條の規定に違反した者

五 第十八條の規定による大蔵省令に違反した者

六 第十九條第一項若しくは第三項の規定による営業報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書、書類若しくは書面を提出した者

七 第十九條第二項の規定による命令に違反した者

八 第二十一條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九 第二十一條の規定又は第二十九條第一項において準用する証券取引法第八十三條第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第二十二條において準用する証券取引法第六十四條の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十六條において準用する証券取引法第八十四條の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

第三十七條 法人（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合に於て、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十八條 外国証券会社の支店の代表者は、次の場合においては、三万円以下の過料に処する。

一 第十七條第一項において準用する証券取引法第四十九條第一項又は第六十一條の規定に違反したとき。

二 第二十條において準用する証券取引法第五十四條第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第二十三條において準用する証券取引法第五十六條若しくは第五十七條の二の規定又は第二十四條の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四 第二十五條の規定に違反して資産を国内において保有しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第八條第三項の規定による命令に違反した者

二 第三十一條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十一條第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第九條第二項の規定による命令に違反した者

二 第十七條第二項において準用する証券取引法第六十一條の規定に違反した者

三 第二十九條第一項において準用する証券取引法第八十三條第一号又は第二号の規定による処分違反して、出頭、陳述、意見書若しくは報告書の提出若しくは鑑定をせず、又は虚偽の陳述、虚偽の意見書若しくは報告書の提出若しくは虚偽の鑑定をした者

四 第二十九條第一項において準用する証券取引法第八十三條第三号の規定による処分違反して、物件を提出しない者

五 第三十一條第三項の規定による届出を怠つた者

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行の際現に第三十一條第一項に規定する業務を行なう施設を設置している者は、この法律の施行の日から一月以内に同項に定める届出をしなければならない。

(関係法律の一部改正)
3 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二條第八項第三号中「有価証券市場」の下に「これに類する有価証券の市場で外国に所在するものを含む。第二十八條第二項及び第六十二條第一項において同じ。」を加える。

第十五條第一項中「証券会社」の下に「(外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第九十條において同じ。を含む。以下この条、第二十一條第一項及び第四項、第三十一條第三号、第六十二條第三項第二号、第六十三條第一項第三号、第七十一

条第三号並びに第百五十六條の九において同
じ。」を加える。

第三十三條に次の一号を加える。

七 証券業を営む会社を外国において設立し
ようとするとき、又は証券業を営む外国の
会社の株式をその発行済株式の総数に大蔵
省令で定める率を乗じて得た数をこえて取
得しようとするとき。

第三十六條第一項中「することが適當でない
と認めるとき」を「しないこととし」に改め
る。

第五十七條の二の次に次の一条を加える。

第五十七條の三 大蔵大臣は、公益又は投資者
保護のため必要かつ適當であると認める場合
には、証券会社に対し、その資産のうち政令
で定める部分を国内において保有することを
命ずることができる。

第三十六條の規定は、前項の規定による処
分をする場合に準用する。

第九十條中「証券会社」の下に「及び政令で
定める外国証券会社」を加える。

第百八十四條第二項を削る。

第百八十五條第一項中「第百八十三條第四号
又は前条第二項」を「又は第百八十三條第四号」
に改める。

第百九十七條第一号の三及び第三号中「の規
定による」を「の規定に違反して大蔵大臣の」
に改める。

第二百五條第五号及び第十四号中「第百八十
四條第一項」を「第百八十四條」に改め、同条第十
五号中「第百八十三條第四号又は第百八十四條
第二項」を「又は第百八十三條第四号」に改め
る。

第二百八條中「一万円以下」を「三万円以下」
に改め、第三号の二の次に次の一号を加え
る。

三の三 第五十七條の三の規定による命令に
違反したとき

第二百九條中「五千円以下」を「一万円以下」
に改める。

第二百十條中「三千円以下」を「五千円以下」
に改める。

四 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の
一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第七号中「規定スル証券業者」
を「規定スル証券会社及外国証券業者」に關する
法律第二條第二号ニ規定スル外国証券会社に
改める。

五 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十四
号）の一部を次のように改正する。

第四條第五十号及び第十一條第三号中「証券
会社」を「証券業を営む者」に改める。

六 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百
二号）の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「規定する証券会社」の下に
「及び外国証券業者に關する法律（昭和四十六年
法律第 号）第二條第二号に規定する外国
証券会社」を加える。

七 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第
百六十号）の一部を次のように改正する。

第五十三條第二項第二号中「証券会社」の下
に「外国証券会社の国内における支店を含む。
次項において同じ。」を加える。

八 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百
二号）の一部を次のように改正する。

第五十條第二項第二号中「証券業者」を「証
券会社（外国証券会社の国内における支店を含
む。次項において同じ。）」に、同条第三項中
「証券業者」を「証券会社」に改める。

九 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五
号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号中「証券会社若しくは」を
「証券会社、外国証券会社若しくは」に改め、
「証券会社の営業の免許」の下に「又は外国証券
会社の支店の営業の免許」を加える。

理 由

資本取引の国際化及び証券業の資本自由化の進
展に即応し、わが国の資本市場の健全な発展に資
するため、外国証券業者が国内において証券業を
営むことができるのみならず、公益又は
投資者保護の見地からその営業活動に對し適正
な規制を行なうための措置を講ずる等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 ます、政府より提案理由の説明を
求めます。中川大蔵政務次官。

○中川政府委員 ただいま議題となりました証券
取引法の一部を改正する法律案外一法律案につ
きまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上
げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案につ
きまして御説明申し上げます。

証券取引法における有価証券の発行、流通に關
する制度は、昭和二十八年以来今日に至るまで改
正が行なわれておりませんが、この間、わが国証
券市場及びこれをとり巻く諸情勢は大きく変化し
てまいりました。すなわち、近年における証券市
場の拡大は著しく、その果たすべき役割はますます
重要なものとなつてきております。さらに、
最近におけるわが国経済の国際化、資本取引の自
由化の進展は、証券市場の動向にきわめて大きい
影響を及ぼしつつあります。

このような情勢の変化に即応いたしまして、投
資者保護の一その徹底をはかり、また企業の長
期資金調達に円滑化及び証券市場の秩序維持に資
するため、この際、企業内容開示制度の改善合理
化を行なうとともに、株式の公開買付けの規制
に關する制度を新たに設ける必要があると認めら
れますので、ここに、この法律案を提出すること
とした次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御
説明申し上げます。
この法律案は、大別して二つの部分から成つて

おります。

第一は、企業内容の開示制度に關するもので、
現行証券取引法第二章を改正しようというもので
あります。企業内容開示制度は、有価証券届出
書、有価証券報告書等により企業の財務、営業等
の内容を広く投資者に公開するための制度であり
ますが、今回、これに全般的な再検討を加えまし
て、証券市場の今後の趨勢に適應し得るよう所要
の改善合理化をはかることといたしました。

まず、企業が増資等に際して大蔵大臣に提出す
る有価証券届出書につきまして、その提出基準を
引き上げ、開示の時期を早めるなど、最近におけ
る増資の実態に即応し得るよう改めることとし
ております。

次に、企業が毎事業年度提出する有価証券報告
書につきまして、提出会社の範囲の拡大、半期報
告書及び臨時報告書制度の創設等により、流通性
に富む有価証券の発行会社の企業内容が、投資者
に適時適切に開示されるようにすることとしてお
ります。

また、企業の粉飾決算は依然としてあつたと断ち
ませんが、粉飾について民事上及び刑事上の責
任に關する現行規定は、投資者保護の上からは十
分でないと考えられます。したがって、最近
の実例にもかんがみ、これを整備、強化いたしま
すとともに、粉飾決算を行なつた企業に對しまし
ては、相当の期間内は増資等ができないように、
大蔵大臣が行政処分を行ない得ることとしており
ます。

第二は、株式の公開買付けの規制に關する制
度の創設でありまして、証券取引法に第二章の二
を追加しようとするものであります。

わが国経済の国際化に伴い、近年諸外国で企業
の合併、経営権取得等の手段として広く用いら
れている公開買付けによる株式の大量取得が、今
後わが国においても行なわれるようになることが
予想されます。現行法では、これに關して何らの
規定もなく、全く当事者の自由にまかされた形に
なっておりますが、これでは、さうな事例が実

際に発生いたしました場合、投資者保護と証券市場の秩序維持という点から見て好ましくないと考えられますので、これに対処すべく一定のルールを設けようとするものであります。

すなわち、この法律案におきましては、ある会社の株式を一定割合以上取得するため、市場外において不特定多数の者に対して買い付けの申し込みをしようとするときは、あらかじめ買い付けの期間、価格等、公益または投資者保護上必要と認められる一定の事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出し、かつ、その効力が発生した後、これを公告しなければならないこととしております。さらに、公開買い付け者に対し対象会社への通知を義務づけ、一方、対象会社には意見表明の機会を与える等、所要の規定を設けることとしたしております。

次に、外国証券業者に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最近における国際的資本取引の著しい増加、あるいは昨年九月に行なわれた証券業の資本自由化等に見られますように、証券市場を取り巻く国際化の趨勢にはまことに目ざましいものがあり、わが国証券会社の海外進出も次第に増大しつつあります。しかるに、現行証券取引法は、外国証券業者の本邦内支店の設置を認めるための規定を欠いております。

このような状況にかんがみ、かつは、わが国資本市場の健全な発展にも資するため、外国証券業者が国内において証券業を営むことができる道を開くとともに、わが国証券市場の秩序維持と投資者保護の見地から、その営業活動について適正な規制を行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、第一に、外国証券業者は、国内に設ける支店ごとに大蔵大臣の免許を受けた場合に限り、当該支店においてその受けた免許にかかる証券業

を営むことができることとしたしております。免許の種類、免許の審査基準、拒否要件等につきましては、国内証券会社の場合とおおむね同様といたしておりますが、株式会社と同種の法人でない場合、一定の経験を有しない場合及び原則として証券業専業でない場合を拒否要件として明定する等、支店に対する免許の付与であることの特殊性に対応して規定のていさいを若干異にしております。

なお、欧州等には銀行業務と証券業務をあわせ営むことを常態とする国のあることにかんがみ、免許の拒否要件において所要の調整をはかることとしたしております。

また、引き受け業務の免許を受けていない外国証券業者であっても、大蔵大臣の許可を受けて、有価証券の引き受け業務のうち、元引き受け契約への参加その他の一定の行為を国内において行なうことができるよう措置することとしたしております。

第二に、外国証券業者の本拠が外国にあることにかんがみまして、国内の投資者保護の見地から、免許を受けた外国証券業者は、営業の開始に先立って営業保証金を支店ごとに供託しなければならぬこととしたしておりますが、供託にかかわるべき所定の契約を締結した場合には、営業保証金の一部を供託しないことができることとしたしております。

また、同様の観点から支店の資産について、その所定の部分を国内において保有しなければならぬこととしたしております。

第三に、免許を受けた外国証券業者の支店の業務及び財務に関する規制につき、証券取引法の規定とはほぼ同旨の規定を置くこととしたしております。

そのおもなものは、基本事項の変更等の認可、免許の取り消し、業務の停止命令、経営保全命令、不正取引等の禁止、法定準備金の積み立てなどに関する規定であります。なお、取引所会員たる国内証券会社の場合にならって、外国証券業者が

国内において行なう過当数量取引等を制限し得ることとしたしております。

以上のほか、外国証券業者等が証券業に関連のある業務を行なうため事務所等の施設を設置する場合の届け出義務等を規定するとともに、附則におきまして証券取引法をはじめ関連法律について所要の整備を行なうこととしたしております。

以上が、証券取引法の一部を改正する法律案外一法律の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は次回に譲ります。

次回は、来たる二月五日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十五分散会

昭和四十六年二月八日印刷

昭和四十六年二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A